

地方消費税率の引上げ分の使いみち

地方消費税率の引上げ分については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」において、社会保障施策等に要する経費に充てることとされています。平成27年度決算における充当額は以下のとおりとなります。

経費区分		決算額 (千円)	財源内訳		
			特定財源 (国県支出金等) (千円)	一般財源 (千円)	うち引上げ分の地方消費税 交付金 (千円)
社会福祉	障害者福祉	6,742,380	4,332,998	2,409,382	344,299
	高齢者福祉	741,529	70,465	671,064	95,895
	児童福祉	11,181,017	7,452,265	3,728,752	532,837
	生活保護	7,295,358	5,575,505	1,719,853	245,766
	その他	38,223	990	37,233	5,321
社会保険 (介護保険事業等)		8,629,145	1,165,636	7,463,509	1,066,531
保健衛生		206,208	131,264	74,944	10,709
合計		34,833,860	18,729,123	16,104,737	2,301,358

※特定財源、一般財源

国県支出金など財源の使いみちが特定されているものを特定財源、市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。